

紹介

ロドニー・H・ヒルトン

『十四・五世紀における

レスタチャー所領の經濟的發展』

(Rodney H. Hilton: The Economic

Development of some Leicestershire

Estates in the 14th & 15th Centuries.

1947, Oxford University Press.)

近藤 晃

まえがき

ここに紹介するR・H・ヒルトンの労作は、表題の示すように十四世紀から十五世紀に及ぶ時期における封建的土地所有の構造転換に絡まる諸問題を、レスタチャー (Leicestershire) における第一次的史料に依拠しつつ追究した秀れた実証的個別研究であって、最新の研究史的段階に産み出された業績の一つとして頗る興味あるものである。

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の經濟的發展

イングリランドにおける封建社会の研究が、E・A・コスミンスキー (E. A. Kosminsky)、M・M・ポスターン (M. M. Postern) 及び両巨匠の雄篇を得て以来、^(註一) ことに飛躍的發展を示したことは既に周知の事実である。F・シーキートン (F. Seebohm)、P・ヴァンマン (P. Vinogradoff)、E・M・ヤーンズ (E. W. Maitland) 及び所謂「古典理論」の形成をみて以後は、英国における封建社会の研究は、二つの問題系列の上に發展してきたと考えられてゐる。その一は上記の古典理論によつて与えられたマナー (manor) の構造規定のもつた^(註二) 妥当性を歴史的に検証することを中心問題とするものであり、他一方はT・ロジャース (T. Rogers) の問題提起に発する賦役の「金納化」(Commutation) の時期を廻る研究であった。第一の系列に属する諸研究——ニールソン (N. Neilson)、クテンマン (F. M. Stenton)、ジョン (J. E. A. Jolliffe)、ダグラス (D. C. Douglas)、ンザヴァット (E. Levett) 等——は地方的個別研究の中から導かれた諸成果に立脚しつつ、古典理論による基本的シェーマ^(註三) としてマナーの形態を規定する [manor-vill] なる方程式が極めて史実から遊離した、妥当性の稀薄なものたることを立証する方向に赴いたのである。これらの諸々の地方史研究が続々と生まれたのは、二十世紀の前半約三十五年間のことである。小松芳雷教授の時代区分に従えば、こうした時期は「古典的学説崩壊期」と目される研究史的段階である。然しながら、一方においては秀れた地方的個別研究の發

々を生みながらも、古典理論の崩壊によって封建社会史研究はその個々のグラマーをも同時に失うことになったのである。また第二の問題史的系列を成す「金納仕」時の期を廻る論争は、多かれ少なかれ古典理論の構造規定を論理的前提として採り入れながら展開され、ロチャースの「金納化」^(註三)以前説^(註三)を起点として、その支持或いはその否定という形で發展をなして行った。その間、ペインチ (T. W. Page)、カミンガム (W. Cunningham)、ペンヤン、グレイ (H. L. Gray) 等の注目すべき業績が与えられたが、就中グレイの論稿はイングリランドの殆ど全地域に亘って世俗領、教会領の双方を包括的に検討し、「金納化」の速度は東南部と西北部とは異っており、前者では概ねペインチ理論が妥当するが、後者ではロチャースの所説が支持せらるべきであるという結論に到達している。

(註一) E. A. Kosminsky; Services and Money Rents in the 13th Century. Ec. H. K. vol. V, No. 2 (1935): M. M. Poston; The Chronology of Labour Services. Transactions of Royal Historical Society, 4th Series, vol. XX. (1937)

(註二) このシホーの提示については、例えば、F. W. Maitland & F. Pollock; History of English Law (1895). Vol. I pp. 596—597 参照。

(註三) ロチャースの所説に関しては彼の二著『History of Agriculture and Prices in England, vol. I (1866) Six

Centuries of Work and Wages (1883) を参照。

(註四) H. L. Gray; The Commutation of Villein Services in England before the Black Death. The English Historical Review, vol. XXIX No. CXVI (1914)

英国の封建社会の研究史を貫く二つの研究系列は相互に内面的関連を有する以上、第一の系列の成果は、即ち古典理論の崩壊は遠からず第二系列における問題提起の仕方にも影響を与え、嚴密な反省を促がすこととなるのである。いしかえれば古典理論の崩壊によってもたらされた一種の研究のクイオスは、当然第二系列における立論の基礎を動搖せしめ、論争を行きつまたせたのである。それ故にグレイ以後コスミンスキー^(註六)ポスタン^(註六)にいたる約二〇年間は空白期とならざるを得なかった。しかし一九三五年を劃期として、或る意味では従来の研究成果をその根柢から覆えすべき二つの雄篇が相繼いで斯界に現れたのである。これらの業績に関する詳細な検討は大塚久雄^(註五)小松芳喬^(註六)両教授がそれぞれの角度から行なった秀れた紹介論評に譲るが、コスミンスキーを中心に問題点を列挙して行論に備えることにした。

(註五) 大塚久雄「イギリス莊園の研究に関する最近の一個向」『経済学論集』九ノ一〇『近代資本主義の系譜』所載。
(註六) 小松芳喬「ボスタンの『賦役の年代考証』」『社会経済史学』第九卷第十号。

コスミンスキの論述は概ね次の諸点に歸するであろう。第一は先の【manorialism】なる古典理論の——同時にまた第二系列の立論の基礎であるところの——シェーマティッシュな構造規定を問題とし、かかる規定の妥当しうる領域は極めて狭隘であり、量的にはむしろそうした構造をとっていないマナーの方が逆に優越している。第二の論点は、マナーが土地保有単位として現われている場合も通例的とはなしたがたく、土地保有関係の複雑な重疊は到る所に見出される。第三には、マナーの内部構造にあっては古典理論によつて与えられた典型的組成は何等普遍的ではなく、そうした形をとらない「非莊園的所領」(non-manorial estate) が逸すべからざる存在をとつておるばかりでなく、この両型の分布をみれば典型的マナーは大規模な所として特に教會領において發達しており、非莊園的のそれは中小規模の所領に偏在する。そして十三世紀での賦役の發達はこうした典型的構造をとるマナーの地理的分布状況に符合しているのみならず、グレイの与えた十四世紀のそれとはほぼ一致している。第四には十三世紀から十四世紀への推転に當つては賦役も貨幣地代ともに發達しているという事態に直面するのであるが、そうした動向の背後には領主經濟が賦役体系の強化という形で貨幣經濟に自らを適合せしめる「封建的反動」が作用している反面に、また農民經濟が積極的に貨幣經濟をその体系の中に編成しつつ發展し所領の解体を促がすという對抗的発展的エネルギーが成熟しつつあることを指摘している。従つて

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の經濟的發展

最後に、中小規模の非莊園的マナーの演ずる歴史的役割が決してネグリヂブルなものではないばかりでなく、比較的急速且つ容易に解体し新しい歴史的契機を生み出して行つたのはまさしくこの非莊園的所領發展の歴史であつた。

右に要約したコスミンスキの所説の導いた示唆に富む諸結論は、英國における封建社會史研究に対して新しいメトードを提供し、その研究史に新たなチャプターを設けしめたばかりではなく、社會の近代的進化の底を流れている世界史的法的則性の抽象に赴かんとする一連の歴史研究に対しても數々の豊かな餘りを齎らしたのである。従つてコスミンスキがボクスタンとともに果した斯界の再建後に行われる諸研究は多大の興味と關心の対象たらざるをえない。不幸にして戦亂が英國の學界から我々の目を遠ざけその後の研究史の動向に注目する機会は失われたが、今日ここにヒルトンの業績を得てそれを紹介しうる欣びは独り筆者のみのものであらうか。^(註七)

(註七) ここに略述した英國史學界におけるマナー研究史については、小松芳喬教授の論稿「マナー研究史概要」(同氏「封建英國とその崩壞過程」所收)に詳述されている。

なおヒルトンの研究内容の紹介に入るに先立って、更にもう一つ触れておかなければならない点がある。先の十三・四世紀における封建的土地所有研究の新しい成果は、その後には位するところの英國資本主義の黎明期たるべき十五世紀を中心とした時代の理解に対しても必然的にその再編成を要求せずにはおか

なかつた。ポスタンが上述の『賦役の年代記』(The Chronology of the Labour Services, 1937) を発表した翌々年に草した小説『第十五世紀』(The Fifteenth Century: Revisions in Economic History) はそうした動きを余すところなく伝えており、十四世紀から十六世紀のテューダー王朝確立期にわたる単なる橋渡しの時代であつて、その両端の世紀のもつ特質を明暗の両面として具有するものと考えられていた従来の十五世紀に関する単純な教科書的理解を根柢から拭い去らんとする野心的な意図に基いて上梓されたものである。このポスタンによる鋭利な展望と豊富な内容をもちしはばは珠玉にも比せられる短文の示すところはまことに劃期的意義をもっているのだが、その所説は次の二点に集約して考察することができよう。

第一には十五世紀の経済社会が一般的に衰退の様相を示し、人口減少・直営地耕作の縮小乃至廃棄・開墾の終絶・地代及び土地価格の低下・穀物市場の荒廃・中世都市の衰微・羊毛貿易の減退等々はこの間の事情を物語るものとして現われる。然しながらこうした一般的に示される危機的症狀は殆ど常に封建貴族層の犠牲と負担とにおいて進行したものとみるべく、その衰退の半面には「金納化」の進行・リースホルドの形成・エンクロージユアの端的進行・富裕な農民層の繁栄・農村工業の發展と都市小親方層の自由な農村への移住・新たな商人層の生成といった現象が伴われた。従つて第二の点としてはこの二つの対蹠的な事態は、一方では貴族層によつて封建的諸権益の

保全が激しく要求されてそれがテューダー王朝のモナキー成立の前提となるとともに、また他方では下から新しく盛り上つてきた経済諸勢力が旧来のそれに対抗的に機能し、曾つて繁栄をみせていた封建的土地所有の法則性に立つ貨幣経済の個有な基盤を破壊しつゝ、新たな關係に適合する貨幣経済を伸長せしめるのである。要するに十五世紀の歴史は旧来の封建的諸關係の危機的現象と封建的反應の生成がみられるに對して、他方では因となり果となりつゝ下からの新らしい経済的發展が前者の危機を拡大しつゝ進行してゆくという二重構造をとつており、十五世紀の特質はまさしくここに存するものである。

(註八) M. M. Postan: The Fifteenth Century: Revisions in Economic History, Ec. H. R. Vol. IX No. 2, 1939. このポスタンの論稿は大家教授によつて一九四〇

年我が学界に紹介せられてゐる。「ポスタン『十五世紀』」『経済学論集』一〇ノ一所載、『近代資本主義の系譜』所收。

このポスタンの論述は、従来デントン(W. Denton)とロチヤースとの間に展開されていた論争に終止符を打つものであり『デントンのメシミスティックな理解は国家全体の経済的發展に適合したものであるに反して、ロチヤースのそれは農村社会の下層階級の福祉に對して發せられたものである』とポスタンは裁決してゐる。

(註九) W. Denton: English in the 15th Century. (1888) pp. 115, 118, 119. [ポスタン原註]

(註10) T. Rogers: *History of Agriculture and Prices in England*, V., pp. 3-5. 23. (原註)

(註11) Postan, op. cit. p. 161.

以上、紹介者は英国における封建社会の研究史についての簡単な展望を行ってきた。その理由はここに紹介するヒルトンの研究によって立つ基礎がコスミンスキー・ポスタンによつて果された研究の飛躍的發展にあるからである。例えヒルトンの研究が体系的論述ではなくレスタチャーという一州に限定された地方的モノグラフであつたにしても、彼の研究の基本的態度はコスミンスキーとポスタンの研究成果から出発していることは明らかに読みとることができる。一層明確に言えば、ヒルトンの担つた研究課題は——彼はさらに明言しはしなかつたが——、ポスタンが再編成した十五世紀の歴史学をコスミンスキーによつて最も先進的發展を示したとされた、非莊園的所領の十四・五世紀の歴史過程の中に具体的に検証すると同時に更にそれを深化せしめることであつたのである。ヒルトンの学説史的意義はまさにここに存するものとみて差しつかえないであらう。

ここで紹介に移るわけであるが、以下に記す敘述はできる限り原著者のそれを再現する点に重きをおきたい。従つて特に斷りなき限りはすべてヒルトンの見解である。

ヒルトンの著作は「序説」を含めて六つの章から成り立って

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の經濟的發展

おり、更に六つのアベンディクスが附加されている。「序説」以外の五章のうち、始めの三章はレスター・アベイ (Leicester Abbey) の所領の分析に、そして残りの二章はオウストン・アベイ (Owston Abbey) の研究にそれぞれ捧げられている。またアベンディクスには『直営地のリースと農民保有地の集積』を始め、『カービ・ベラス (Kirby Bellars) における直営地の栽培』、『レスタチャーの貨銀と価格』といった興味深いものが含まれている。

「序説」は二つの部分に分かれ、前半は研究の基礎的視点が提示されており、後半は行論の前提として十三世紀の後期から十四世紀前半〔一二七〇—一三三〇〕に亘るレスタチャー全体の農業構造の概観が行なわれる。

この研究の基本的態度は中世レスタチャーの史料に立脚しながらも、その関心を単なる地方史研究に終始せしめぬ点にある。ステントン、レヅヴィット、ニールスン、ジョリフ等々の業績の示すように、中世イングランドの社会經濟的構造の一形態を普遍化して考えることは正しくない。しかし普遍的諸契機はやはり地方史研究のうちから始めて導かれるのである。それ故この著作の目的は当然に中世のレスタチャーの社会經濟史的な特殊性を示すことではなく、我々の根本的な関心はそれらを通して中世後期の農村社会を構成する一般的諸要素、即ち封建所領 (feudal estate)・農民保有地および農村における諸

々の社会層の上に展開された諸変革の究明に向けられている。封建社会の解体と資本主義の萌芽の生成に關しては、多くの論議が行われたが、従来は『貨幣経済』の發達という事実が屢々領主的所領の凋落、賦役の金納化、賃労働の形成等々を一義的に導くものとして主張されていたのが通常であった。しかしそうした論議は多くの曖昧さを含むものであって適切な史料による裏付けをもちていなかった。特に貨幣経済の發達は、一方では当面の時期における商品流通の拡大を示すものであると同時に、また中世社会の基本的生産者たる農民とその領主たる貴族〔世俗的・宗教的〕との間における変化を示すものでもある。従つてこの二つの側面の歴史的対応こそ問題なのである。

英国における産業革命が不可欠のものとした人〔労働力〕と資本とが海港や都市よりもしる農村から生まれたということに既に周知の事実であるが、また十七世紀の〔ピュアリタン〕革命を導いたスタウアリア層が十四・五世紀の農業的ケイオスから如何にして生成してきたかという問題はこの研究の一つの中心のテーマである。既に知るように、十五世紀には広汎に亘つて封建貴族が階級としては消滅していたし、またコスミンスキ教授らが十三世紀頃には中規模の土地所有者が重要な役割を占めていたことを力説している。従つてそのために我々〔ヒルトン〕がレスターシャーの史料に求めるものは、貴族的領地の荒廃の中から小土地所有者の前身たる富農層が生成してくるための経済的諸前提について物語る若干の史料であつたが、それ

はこのようなコスミンスキの試論的叙述がこの問題に關する他の詳細な研究によつて始めて肯定されうるものと考えらるからである。

ここで用いられる封建経済の解体に關する論述の素材はレスターシャーの文書に限られるばかりでなくそれ自体多くの限界をもちている。しかしそれらは尙幾多の重要な点について不明を明らかにするに足るであろう。教会所屬地の莊園化、開放耕地における諸作物、総劃地や獨立耕作地(Land cultivated in severalty)の増加等の重要な現象に關してはレスター、オウストン両修道院の史料の中に一層明白な説明をみるのであるが、更に興味ある点はその両修道院領が従来の研究対象となつた所領とは異り、ともに比較的中庸の規模をもつ所領であつて特に後者は中・小土地所有者階級の経済的基礎としては代表的なものと考えられることである。

(註一)『中小の所領はそれ(大領主——引用者)以外の教多くのそして影響力ある階級……すなわち騎士階級(knight-hood)、小貴族(small nobility)、小土地所有者(gentry)等の基盤となつた。これらの人々は封建制度の経済体制にはそれ程密接な關係をもたず、早くから資本主義的な形態轉換に従つた。彼等と自由な農民上層との間には……封建経済的支配体制の創出した顯著なそして越え難い溝は存在しなかつた。……この小貴族たちと並んで、封建的土地制度の外に立ち、単に雇傭労働のみを利用してゐる土地所有

者がいる。多くの州、特に東部イングランドには極めて多数のフリーホルドが存在していたことを我々はみている。

……自分の保有地に僅かのものを加えることにより、フリーホルダーは騎士の地位に向上し、その称号を唱えることとなる。……一方では小土地保有者の、他方では騎士領の伸長は英国村落における交換経済の急速な進行のもつ最も重要な帰結である。』(Kosminsky; op. cit. pp. 44-45)

註(一) P. H. Tawney; *Agrarian Problem in the 16th Century* (1912): *Introductory Chapters*, esp. p. 72.

【原註よる】

レスター、オウストーン両修道院領の十三・四世紀の動きを知るために、先づ一二七〇年から一三三〇年の間におけるこの州全体の農業構造のもつ二三の特質を検討しておきたい。世俗領に関しては、第一に広く全州に亘って数多くの村落の中に賦役に基く直営地を直接に統括する大規模所領は存在しなかつた。例外とされた二つの大所領の場合でさえ、その統制下にある村落は六五を数えるのであるが直営地をもつマナーは僅かに四つだけであつた。換言すれば大規模な典型的マナーの発達は低いのである。従つて州経済に重要な地位を占めるものは繁栄した

中位のチェントリーの階層であつた。その最大の階層でも大半は二〇〇エイカーの耕作地(arable)とそれ以外に一〇〇エイカー弱の土地を所有するにすぎず、直営地も四つを超えることはない。次に教会領について概観しよう。ステントン教授が示し

(註二) 各州での教会領は屢々その州の経済の中に支配的地位をかちえていたが、レスタシャーの場合には所領の歴史が比較的新しい関係から「僅かに小規模の所領を獨立しえたのみである。それは世俗領主よりも多数のマナーをレスタシャーの中に所有してはいたが、その所領の経済機構はこの州の経済を決定づけるよりは、むしろそれによって決定されていた。その直営地・その耕作地経営・その生産の方法は隣接の世俗領主のそれと同じであつた。』

註(三) F. M. Stenton; *Documents Illustrative of the Social and Economic History of the Danelaw* (1920)

【原註】

次に問題を農奴制に関して検討する。コスミンスキイの利用した完全な《*Hundred Rolls*》がないため、一二七九年の僅かなとして前者に比して多大の欠陥をもっている史料を用いねばならない。それは僅かに二つのハンドレッドにある一五六の村つについての知識を与えるにすぎず、全州に亘つてコスミンスキイの行ったような精密な研究には耐えないが、唯賦役の源泉たる隸農をもつ直営地と然らざる直営地との情況については完全な詳述が行われている。量的にはこれらの村のうち前者に属する直営地は一三一、後者は二〇となつてゐる。そのうち記述の完全な七三の村にある一、六一七人のテナントの直営地との関係は、そのうちの三九パーセントがフリーホルダーであり、四三パーセントがマナー直営地から自由であつて、直営地に附

〔第二表〕(註五)

| | | | | | | | | |
|-------------------------|------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| Demesne acraeges. | 0-50 | 50-100 | 100-50 | 150-200 | 200-50 | 250-300 | 300-50 | 350-400 |
| Numbers of demesnes. | 9 | 22 | 20 | 6 | 8 | 9 | 0 | 3 |
| Percentage of total. | 11.7 | 28.6 | 25.9 | 7.8 | 10.4 | 11.7 | — | 3.9 |

〔第三表〕

| | | | | | | |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 0 | 0-10% | 11-20% | 21-30% | 31-40% | 41-50% | 50%以上 |
| 8 | 6 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 |

〔total : 29〕

隨するテナントは五三パーセント、そのうちフリーホールダーがその三分の一である。この数字から農民層は比較的直営地経営の体系に編成されることが少なかつたと推測できる。

コスミンスキーは此の点についてはテナントをもつ直営地マナー、直営地から自立した地代支払農民、更にテナントなき直営地、これらの量的比較から立論の基礎を仰いだのであつたが、我々の場合には、右の推定を他の諸点の検討から確認するために更に直営地の規模と賦役額の総地代量に対する百分比、そして最後に賦役内容を究明することになる。先づ直営地の規模に關してはそれが間接に賦役の普及度の指標たりうるといふ示唆に基き、一七二二年から一七三五年の時期にみられる「死亡調書」(Inquisitions Post-mortem)の分析から全州に亘つて算出して見た(第二表)。その結果世俗的テナント・イン・チーフ(Clay-tenant-in-chief)の直営地の六六・二パーセントは一五〇エイカー以下の耕作地をもつにすぎず、二五〇エイカー以下のものは八四・二パーセントという高率を示している。^(註四)コスミンスキーが提示した賦役の發展度と所領規模との間の比例關係は我々のレスタシャーの場合にも認められる。右と同じ年代の「死亡調書」のうちの二九村から引かれた賦役額の総地代量に対する比率(第三表)は可成りの低さを示している。これによつても他の数字の示すところとともに我々は「中世盛期においても、レスタシャーの農民たちが自己の保有地以外では農業的義務を苛酷に課されるということとはなかつた」といふ印象を

強くするのである。

最後に触れねばならない点は右にみた極く僅かな賦役がどのような形で賦課されていたかという問題である。その重要な特徴は史料の示す限り『如何なるマナーといえども農民から週賦役が徴集されたものはない』ということである。第三表の対象となつた賦役をもつ二のマナーのうち史料の充分な一三のマナーでは賦役の日数が記されている。そのうちの八つは犁耕役・收穫勞役・運搬・探草等々を含めて年間僅かに十日間弱であり、残りの三つは一八・一七・一三という日数が現れている。これ以外のマナーでの賦役は殆ど特記に値しない。要すればこの時代のレスタシャーは「軽度の賦役制地区」とみてよからう。従つてここでは逆に直営地耕作のために必要な勞働が大巾に賃勞働に依存するという傾向をとっている。或る場合には全直営地が領主の統制下に存置されながら「金納化」が著しく進行していた。

(註四) ヌミンスキーは一、〇〇〇エイカー以上のマナーを以て『大規模所領』としてゐる。(Kosminsky; op. cit. p. 34.)

(註五) 表に附せられた番号は原典のものである。

以上を概観すれば十四世紀初頭のこの州では、マナー体制の未発達・領主直営地の狭小・農民層の領主的農業よりの自立・賦役の軽度・賃勞働の早期生成・等々が中小の所領によつて規定された経済的構造を特徴づけていたのである。

十四・五世紀におけるレスタシャー所領の経済的發展

二

まづ敘述は十三世紀末から十四世紀初頭におけるレスタシャー・アベイの経済機構の分析から始まる。

この時代のレスタシャー・アベイが行つていた経済活動の容相は『treasurers' accounts』に記載された「収入」と「支出」の記録から読みとることができる。収入面においては、このアベイの経済活動の特色は穀物と羊毛の販売、および貨幣地代による収入である。十三世紀後半では穀物販売から得た収入は相當な額に達しており、殆ど貨幣地代による収入に匹敵するものがあったが、他の様々な条件がこの穀物生産の優越した所領経済の印象を歪めていたのである。例えば販売された穀物は大低はアベイから遠く隔つた領地の作物であつて高僧の消費生活に直接關係しなかつた点、或いはそのために穀物は多數の小さな局部的市場で販売され地方単位の大市場には余り影響を与えなかつたとか、更にこうした穀物が「十分一税」(tithes)として收納された地代的収入たるものが多く自己の直接的生産物が少ない点、等々。事実、この所領では生産による利益は主に羊毛——その生産に関する史料は穀物生産に比して少ない——から上つていた。しかしながら、それにも拘らず十三世紀の史料からみてこの所領経済が基本的には『生産者経済』(producer's economy)であつたことは明白である。そしてそれは後にみるように『地代取得者経済』(renter economy)に転換してゆく。

こうした封建的土地所有者による自己の生産的源泉(直営地)の直接的利用という経済活動に現われてくる変化こそ、同じ時期を通じて進行する農民層の進化と対比して論じられねばならぬ問題であり、恐らくこの点は中世後期の英国史上最も重要な経済現象であらう。

ここで一二五四年と一二九七年の収入について一層立入った考察が行われている。一二五四年のアベイの管轄下にあった村落は一〇九であり、この内レスタシャー以外の州のもの三ヶ村となっている。この村々から収納される貨幣的收入を見れば、テナントより收められる地代二一六ポンド一九シリング一〇½ペンス、うち州外より約七三ポンド、州内の村から一四三ポンド一四シリング二½ペンスである。また直接的貨幣收入としては《Common fines》が一ポンド一四シリング六ペンス、「十分一税地」以外の土地にある教会よりの収入が約四〇ポンド水車の十分一税一六シリングがそれぞれ計上される。問題の穀物販売による収入は、僅か一七ヶ村から得ているにすぎず、勿論直営地の収入ではない。その内レスタシャーにある村は四つのみで二ポンド二シリングの収入をもたらししているが他の州外に位する村々からの収入は圧倒的に多い。ウォリック(Warwick)の二ヶ村より五八ポンド、ノーザンプトン(Northampton)の二ヶ村から三〇ポンド、バックingham(Buckingham)とベッドフォード(Bedford)の各一ヶ村から合計五一ポンド六シリング、ダービー(Derby)の八ヶ村から六〇ポンドがそれぞれ

れ穀物販売による貨幣收入としてアベイにもたらされている。これらの総計は二〇〇ポンド一三シリング八ペンスで、そのうちの圧倒的部分は州外から与えられている。この年の総収入の百分比は次の通りである。

| | | |
|-------|------|---------|
| 地代 | 四四% | (州内四分三) |
| 穀物販売 | 四一% | |
| 水車利益 | 六・三% | |
| 牧師謝儀等 | 八% | |
| その他 | 〇・七% | |

四七ヶ村よりの販売されない穀物収入は直営地生産物とともに勿論穀倉に收められて自家消費に供されていたと考えられる。

次に一二九七年から八年にかけての収入状況を展望するのであるが、その逸すべからざる特色は羊毛と皮毛の販売益がこのアベイの収入の中で可成りの割合を占めている事実である。即ちこの年の総収入は六二七ポンド六シリング六½ペンスであり、それから地代収入の未收分および前年度よりの繰越分とを控除すれば六一一ポンド一七シリング一一ペンスとなる。この数字と一二五四年における羊毛・家畜の販売を含めた総収入四九〇ポンド一二シリング五½ペンスとを対比すればその種の販売が従来から相当に多額のものであったと考えることは容易である。

ところでこの年の諸収入の額とその源泉とをみてゆこう。第

一に州の内外から徴集される貨幣地代は一九四ポンド二シリング四¹/₄ペンスをアベイに与えている。しかし前の場合と異りその地理的分布は不詳である。第二には穀物生産からの収入たる一六一ポンド一三シリング一〇¹/₄ペンスがある。この年におけるアベイの総収入のうちでは地代とともに最も重要な項目となつてゐるのであるが同様に地理的分布状況については明らかでない。唯二四についてはそのうち一三の村は州内のものであること、また更にその中で量も判かる一四の村については州内の大村から九ポンド一二シリング、州外の八村から九七ポンド九シリング一〇¹/₄ペンスという数字が得られ、何れにしてもこの種の販売が一般的傾向としてアベイの中心から遠隔の村、特に州外に存在する村々においてヨリ多行なわれていたことは明らかである。恐らくその原因はそれらの村が領地の中樞部から遠距離にある結果、そこへの搬入が可成りの費用を必要とすること、そして商品化される穀物は主としてアベイが「十分一税徴集権」(tithing) しかもっていない村からする「十分一税」であるという点にあるものと思われる。第三に羊毛販売であるが、この年間の羊毛販売の収入は相当の額にのぼる貨幣をアベイの手にもたらしている。総計すれば二二〇ポンド三シリング一〇ペンスである。その販売方法は二様であつて一つは大量に州内の個人商人の手に与えられるもの、他は外国商人の手代に対する販売である。この年のアベイによる羊毛販売の第一のタイプについてみれば、レスター商人の一人(註一)に対しては一

十四・五世紀におけるレスタシャー所領の経済的發展

サック九マークの割で四サックを売り合計二四ポンドを得てゐる。また更に他の羊毛を同一人に前後二回にわたつて九サック二七ストーンの羊毛を販売して代価約六八ポンドをうけとつてゐる。レスター修道院の割合で買った他の一人はタルド・オルランデイというイタリア仲買商人の一人である。彼はこの年には一サック当り一二マークの比率(註二)で一六サックの羊毛を購入して一二八ポンドを支払つてゐる。彼の購入方法は前貸式契約(Contract in advance)であることは興味深い。他の小規模販売についてみるに、その量はさして重要な程多額ではなく僅かに一三ポンド一九シリング七ペンスが記録されているだけである。その一例としてはウィリアム・フアーラスに対して修道院長の所持する白馬を売り一八マークを代金として得てゐる。こうした小さな販売の対象となる商品にはさして重要なものは少ないようである。

(註一) この商人H・ル・マーサー(Hugh le Mercier)はレスターでは可成り重要な商人であつて、その後も屢々文書に登場し各種の商品を取扱うばかりでなく、一三〇六年と一三〇六年にはレスターの《Comity》と記されてもゐる。彼が一三〇七年に支払つた《allage》は三六シリング八ペンスを数えている。(原註より)

(註二) この両者に対する羊毛価格が同一でないことに注目すべきである。

この年の総収入の内訳は百分比で次のように示される。

| | |
|------|----------|
| 地代 | 三二・〇% |
| 穀物販売 | 二七・〇% |
| 羊毛販売 | 三五・〇% |
| その他 | 二・五% |
| 教会収入 | 一・五—二・〇% |
| 国外収入 | 一・〇% |

調べて支出面をみれば概略次のような傾向をもっている。一
二八六年の《treasurer's expense》によれば総支出額九四二ポ
ンド二シリング三 $\frac{3}{4}$ ペンスであり、一七九七—八八年の総収入六
二七ポンド六シリング六 $\frac{1}{2}$ ペンスと対比して考えれば恐らくこ
の時には可成りの出超を示していたのではなからうか。史料に
適当なものを欠くために、この特定の年度における支出項目中
恒久的要素と例外的要素とを弁別することは頗る困難で、単に
推定による外はない。恒常的経費と考えられるものは合計六四
四ポンド六シリング二 $\frac{3}{4}$ ペンスである。その内訳としては(1)ア
ペイが保有権・十分一税権を得ている土地の代償として個人そ
の他に支払わなければならない地代的支出五三ポンド五シリング七 $\frac{1}{2}$ ペン
ス。(2)旅費・法的手続等に要する経費・羊毛取引のための経費
等二〇ポンド八シリング四ペンス、建築費一五ポンド一シリン
グ二ペンス、使僕に与える賃銀・食糧等三九ポンド三シリング
六ペンス、小計七五ポンド四シリング七 $\frac{1}{2}$ ペンス。(3)ノーサム
プトン、ポストン等の巨大定期市場(Cairns)および小規模の局

地的市場よりする完成品・食料品・ブドウ酒・羊毛・穀物等の
購買費四六〇ポンド七シリング十ペンス、および家畜・魚介類
の局地的小市場からの購入費五五ポンド八シリング四 $\frac{1}{4}$ ペン
ス、小計五一五ポンド一五シリング一 $\frac{1}{4}$ ペンスがそれぞれ考
えられている。その他は特殊な偶発的経費と思われるもので、
《Debita Soluta》と記された借財返済用支出——単なる借金
等のみならず恐らく前年度より繰越された物品購入代金も含ま
れている——が正確ではないが二三九ポンド一シリング七ペ
ンス(総支出高の四分一あり、また下級の賄方(sub-cellarer)
に対する内容不明の支払五九ポンド三シリング六ペンスがあ
る。

こうした支出を通して我々は所領経済の動きについて数々の
知識を得るのであるが、全般的にみて十三世紀末の所領経済が
甚しい支出過剰に陥っている傾向が顕著に示されている。ヒル
トンはこれに対して『経費の増大と販売収益の低下』が十三世
紀末から十四世紀初頭の所領経済を脅かすものと考え、結局は
既に《estate》はその規模において適切な経済活動の単位たる
を失い始めていると結論している。更にこうした所領経済が他
方では局地的小市場の生成・発展を著しく刺激した事実を逸し
てはならない。所領は販売者としても購買者としてもこの種の
小市場に対して強い依存性を示している。先にみた穀物販売が
主にこの局地的小市場で行なわれたように、このレスター・アペ
イでも後に問題となるオウストン・アペイでも穀物の購入は散

在せる小規模の市場的地点で為されていたのである。レスター・アペイの市場との關係をその購買方法からみれば次の三つに大別できる。その一は東海岸地方の大定期市場——ノーサムプトン・ポズドン・ノーリッチ (Norwich) 等——との結びつきで、ここでは織物、ブドウ酒、香料、完成品額を買入れている。また穀物を除けばその金額もこの時期には未だ最大であった。第二はレスターの市場で、大量に家畜・食肉等を購う。第三は問題の各村落を中心とした小市場との取引で、アペイはここから穀物・食肉・家畜を買入れていた。しかし總じて未だなお小市場よりは大市场とヨリ強固な結びつきを見せていたと結論できるのはあるが、然も他方ではアペイは自らの政策によって小規模な多数の局地的小市場の形成を促進しつつあったことは否めない事実である。^(註四)

最後にこの一二八六年の史料はレスター・アペイが羊毛の仲買貿易を行なっていた事実を明示している。すなわち、この年にポストンの市場に二六サツクの羊毛を二〇〇ポンドの価格で販売しながら、一方ではダービシャーその他の《cellar》や《brother》から一八八ポンド一七五s dに上る羊毛を買込でいる。このことから知られるようにアペイが商業利潤を目的とする商人資本としても活動していたことは明らかであり、その他各種の商人から四九ポンド以上の羊毛が購入されている事実がこれを裏付けている。

(註三) 原典には七六ポンド四シリングとなっている。

(註四) この種の局地的小市場(small local market)の歴史的意義と機能については N. S. B. Gras: *The Evolution of the English Corn Market*, *Harvard Economic Studies*, XIII, (1915) pp. 27-31. および大塚久雄『資本主義社会の形成(続)』(社会科学講座第六卷『社会問題と社会運動』所載)を参照のこと。

このように『アペイはその直営地では穀物の生産者であり、羊牧地では羊毛の生産者であった。(また)自分自身の生産物ばかりでなく通商を行うのが困難な他人に代って、彼等から販売する目的で羊毛を購入する限りで仲買人でもあった。また可成り多量の穀物を十分一税の形で徴集していたが、当地での十分一税は屢々直営地以上のみいりをもたしたのであるから、アペイの仲買人としての機能はヨリ一層重要なものであった。この時期にはアペイは一つの経済的活動体だったのである。』

この章の最後の部分は、レスター修道院の物的条件たる所領構造は如何にして形成されてきたかという問題の究明に費されている。分析は先づ積極的な土地兼併 (Positive aggrivative activity) の様々の方法から始まり、次いで耕作地なる直営地が徐々に繰返された独立地 (Land in severalty) の容相をとって行く過程が明かにされてゆく。但し分析の対象はここではレスターシャーの州内にある領地に限定されている。

先にも見たように、この修道院が我々の関心を惹く点は主と

してその「封建的」土地所有者としての、そして農業活動における積極的干渉者としての性格にあるわけであるから、ここで問題になるのは当然その穀物が栽培され家畜が飼育されている修道院の「マナー」——様々の方法で獲得されながらもほぼ同一の方法で利用されている特定の村における土地と権利の総称——である。初発から修道院に与えられていたマナーは三つにすぎなかった(Astfordby, Pnalside, Kington)。その後はさまざまな消長をみせながら徐々に拡大されていくのである。あるときは寄進(Grant)によって、またあるときは土地購買または交換によって、一ないし二ヴァーゲイトの土地からテナントを有する広大な莊園的土地にいたるまでが修道院領地として所謂マナーの形をとるべく編成されている。例を引けば、十二世紀の *Barby* における寄進は教会堂とその附屬地の寄進であり、それに加えてその附屬地を増大させるために六ボヴェイトの土地が併合され、その後新たな寄進がそれに対して為されている。一三四一年の《*Geyn rental*》には、この直營地には一五六エーカー三 $\frac{1}{2}$ ロッドの耕作地と四人の隸農テイルマンがあり、更に一三人の自由農民がいたように記されている。このようにマナーの直營地はしばしば獲得された教会の所屬地(demesne)を基盤として集中的に形成されるのである。

レスター修道院が農業活動の単位としてその構造を確立したのは一二五四年のことのように思われる。当時の史料は修道院が一一の直營地を持っているばかりでなく、直營地の存在

する各村落にはまた十分一税権をもつ土地をも領有していたことを物語っている。これらの直營地の大多数は、先の *Barby* の場合にみられるように、諸教会堂を核としておりその後各種の寄進者からの土地寄進により、あるいは土地の購買・交換によって拡大されるのが特徴である。こうした直營地の形成方法がとられたことを裏付ける史料は数多く存在している。これはいうまでもなく直營地の便宜の利用を企図する計画的な政策であったことは疑いない。事実 *Bisnall* の場合にも修道院自身に近い土地に対して小さなマナーを集中せしめようとするものであった。

以上のように形態における土地寄進は十二世紀頃の耕作地を主とした直營地形成過程を特徴づけるものである。しかし十二世紀以後にみられる土地寄進のうち見逃してならないものは、独立した放牧地(several pasture)や如何なる耕作地にも所屬しない採草地の寄進である。土地の寄進は一般に「ヴァーゲイト」(virgate)や「ボヴェイト」(bovate)を単位として行なわれていたことは勿論であるが、右のような寄進がしばしば見られるようになったことは、こうした共同地における持分単位が崩れつつあるものとして重視されねばならない。また十四世紀後半——この時期に到っても王室の特許さえあれば土地寄進は可能であったために依然として継続されていた——には三つのマナー(Ingarsby, Kirby Malory)全体がそのまま寄進されているという事実がこの修道院の土地獲得過程を特徴づけて

レスター修道院への土地寄進は領主的寄進者による大規模なものばかりではない。多くの小規模な寄進・購買・交換によって村々の貧しい人々から修道院は土地を獲得している。その過程は緩慢であり漸進的であり、所領の有機的发展 (Organic evolution of estate) であつた。そこでは修道院は繁栄した領主たちによる寄進の受動的な收納者としてではなく、自らの耕作する所領の集積と改良とを望む積極的な土地所有者であつたのである。先にみた Birky の場合にはその後二〇—三〇の土地兼併が行われているが、その殆どは一エイカー以下であつた。この型による土地兼併は耕作地には勿論、牧草・放牧地にも現れている。それはまさに『富と威信』とによる発展である。

最後にヒルトンは Lockington の事例を得て、このような小さな土地兼併を利用して修道院が自己の直営地をより便利な綜劃地ないしは結合地に改めてゆく姿を描いている。この村には前述の「核」としての教会附属地はなかつたが十三世紀初期と一三二五年の二回に亘つて他人の「マナー直営地」が寄進されてゐた。従つて Birky の如く小さな土地兼併による拡大を望む必要は殆どなかつたわけであるが、然しながら散在する地条 (strips) を結合して大きな耕地たらしめんとする意欲と機会とは存在した。修道院は交換という手段によりそれを実行し、共同的耕作の煩わしさを免がれたばかりでなく莊園館 (manor house) の近隣に直営地を集中した。

三

ヒルトンはその労作の第三の部分において所領経済再生産の機軸たる直営地について更に一層立入つて検討し、その耕地制度の発展・直営地生産の動向に分析のメスを振るゐ、最後に労力の問題に及んでゐる。

先づこの修道院の直営地の規模について概観すれば、ほぼそれはレスターシャーの一般的性格 (本稿第一節) に符合するものと言つて差支えない。十九の直営地のうち最大のもの二九一・五エイカー (一四七七年) をもつ Ingarsby のそれであり第二のものは一三四一年の史料によれば二〇九エイカーの規模を有する Sloughton である。残余の十六の場合にはその耕作地は二〇〇エイカー以下であつて、そのうちの六は一〇〇エイカー以下である。

これらの直営地たる耕作地は二般に村落の農圃フイールドの中に農民保有地と「混在地条制」を形成しつゝ存在する。グレイの示すところ(註1)によれば、このレスターシャーは二・三圃制度 (two and three field system) の古典的地帯の中核に存在しているのであるが、レスター修道院の土地台帳 (terrier) によつてもこの点は裏書きされている。しかし勿論例外も存するところであり、ある場合には四圃制ないし五圃制といった形態も示されている。例えばレスターの West Gate にある「マナー」は一三八七年に約一一三エイカーの直営耕地をもつていたが、それらは四

この農圃(Furrow)と二つの区劃地(Manor)に分散していたのである。しかし基本的には三圃制度がとられていたことは事実である。

(註一) H. L. Gray; *English Field Systems*, Harvard Historical Series XXII (1915) pp. 70, 76, 445, 470-1.
 (原註) この点はC. S. オーウィンによっても同様である。C. S. & C. S. Orwin; *The Open Fields*. (1938) p. 65.

この時期におけるレスタシャー農業の特徴的容相は春穀(spring crops)——大麦・燕麦・苜蓿——の播かれる面積が多穀(winter crops)——ライ麦・小麦——のそれに比較して常に大である点である。従って「農圃」が輪換耕作 *rotation of crops* の一行程を代表するという形でその在り方を決定するものではなく、単純な三圃制輪作の場合にさえ各行程に入る耕作地の面積には毎年変動があることは明らかである。グラスの如く『中世期に至上の存在をもつものは《field》ではなく、むしろ《furrow》なのである』(註三)と考えるのは妥当であらう。この修道院の或る直営地に関する史料ではこの二つの語は区別されておらず、春穀が冬穀に比べてより広く播種されている場合には、従って一つの「農圃」の上に各種の作物が混在してゐるが、一つの《furrow》の上にならうした混在は見出されないのである。このように當時の三圃制度には可成りの弾力性が与えられていた。

ではどの程度まで直営地たる土地が《furrow》の上に集合させられていたであろうか。オーウィンの示すように地条の大半はその土壌の性質・形状及びファローニングの長さによって異なるわけであるが、直営地条の結合(*consolidation*)は単なる自然的条件によって説明することはできなう。Stoughton では直営地約三九ヘイカーが三つの《culture》と八つの《sellich》に分散しており、加えて一六ヘイカーの結合地を有し、全体としてはかなりの結合性を示している。これに対して Birkby では一五六ヘイカー余の直営地が一九のファローニングの上に三三一の地条(二分の一ヘイカー)として散在する。Shepherd の八八ヘイカーでの散在性は更に顕著である。社会的観点からみれば、所与の村落内に修道院がどれ程の支配力をもち、たかがこの地条結合の進行度を決定しているようである。Stoughton ではこの修道院が最大の土地所有者であったが、他の二つの場合にはその威信は薄くなつてゐる。

(註二) この傾向はW. G. ホスキンスによる十六世紀の注目すべき研究の中にも明かされてゐる(Cf. Hilton's *Pre-face*)。W. G. Hoskins, *Leicestershire Farmer in the 16th Century: Transactions of the Leicestershire Archaeological Society*. (1941-2); ditto, *Essays in Leicestershire History* (1950) Chap. V. esp. pp. 160-73.
 (註三) N. S. B. Gras; *The Economic and Social History of an English Village*. Harvard Economic Stu-

discs XXXIV. (1930). p. 31. 著者 A. E. Levett; Studies in Manorial History (1938). pp. 183-4. などからために申しそえておくが、これらの研究成果が小松芳喬教授によって提出された、農業の近代化過程において線劃のもの前提要件としての意義を単なる『迷想』として片づける所説に對して『有力な一資料として役立つ』ものと速斷してはならない(小松氏前掲書、第九論文「十七世紀の二農圃法」)。この点については氏の論拠自身多くの問題があるのはもとよりであるが、更にヨリ一層の論理的理解が要求されることは当然であろう。例えば松田智雄教授の論稿、『封建社会の農業構造「前期」』(人文學報四号)および『古典型グレントヘルシャフト——三圃制度体系とその再生産構造』(立教経済學研究六卷二号)を参照。

(註四) Orwin, op. cit. p. 46. [原註]

採草地は耕作地の補助要件として重要な役割を担うものであるが、それが寄進によって耕作地から切離され十分一稅地から直營地体系の中に編成されてゆくプロセスは耕地構造の上に少なからぬ影響を与えずにはおかなかった。その最も注目すべき点は旧來の伝統的な土地保有単位としての「*virgate*」や「*bovate*」を分解せしめるのみでなく、更に後述の開墾(*casarings*)と並んで開放耕地制度の基礎構造を歪曲し、多かれ少なかれ共同体的耕作原理から自立した「*独立地*」(*separate land*)を形成してゆく重要な要因となることである。多くの事例の示

す(この)に依れば、耕作地と採草地の分離による寄進に發する「保有地」(*holding*)の分解が与えた如上の歸結は明らかである。

更にヒルトンは次の如き興味ある指摘をしている。それは右の採草地を始め、放牧地・森林地の寄進されたものが必ずしも開放耕作地の附屬物としてのもではなく、耕作地と關係のない土地である場合も存在することである。この種の寄進は単に共同体員としての領主に對する共同地利用權の拡大とみらるべきでなく、それが領主の個人的權利として与えられているのである。また森林地の周辺には開墾による獨立地が屢々形成されており、それが同様にして修道院に寄進されている例をみる。開墾は耕地拡張という意味をもつものでありながら、それが特に個人的イニシアティブにおいて遂行された場合には共同耕作体系の埒外に出る傾向が強いのである。従ってそれが寄進等により直營地化する場合には直營地の結合を更に推し進めることは疑いない。レスタト修道院領での多数獨立地の存在は数多の史料から立証しうるところであり、それらは往々にして垣や溝で囲込まれていた。このような獨立地——耕作地・採草地・放牧地等の——はいうまでもなく『通例的』二・三圃制度の歪曲者である。『十六世紀以降、直營地たる線劃地が支配的であった事實は、……恐らく開放耕地の耕作地の中世末期における結合(*consolidation*)や線劃によるばかりでなく、早かれ遅かれ遂行された獨立した地片の兼併(*acquisition*)によるものであった

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の経済的發展

らう。』この種の独立地形成は農業的便宜を望む結果であるが、これが土地を共同耕作から切離す機会が農民保有地に比較してヨリ多く存在した直営地の上に主として見出されたことは当然である。

直営地における農業生産については、ウィリアム・チャールズ (William Chyrtle) の編集した『Novum Rentale』が一三九三、一三九九、一四〇一、一四七〇の四つの年の数字を与えているところから概観することができる。

この表(第五表)の数字は修道院の総収量——直営地生産物と十分一税——の大部分を示すものである。従ってここに表示された各作物間の百分比は直接に直営地のものではなく、直営地の生産物と十分一税を納入する農民的農業者たちの生産物をも包含している。一三六三年から一三九三年に到る間の穀物収入の増大は主として十分一税收の増加によるのであるが、一四〇一年から同七〇年の間にみる費退的傾向は逆に直営地耕作自体の縮小によっている。次の第六表は四つの直営地の史料から引かれたものであるが、ここでは諸作物内の比率の変動に関する問題が一層具体的に読みとられる。

第五表によれば一三六三年以後は大麥と荳類が主要作物となっていた。小麥の占める比重は急速に下落し、一三六三年の二一・五%から一四〇一年の一一・五%に下り一四七〇年には一四・五%まで回復している。荳類の場合一三六三年の一七%か

〔 第 五 表 〕

| Year | Wheat | Rye | Barley | Oats | Peas | Total |
|------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1363 | 296qu. | 28qu. | 1,051qu. | 54qu. | 315qu. | 1,844qu. |
| (%) | 21.5 | 1.5 | 57 | 2.9 | 17 | |
| 1393 | 474qu. | 153 $\frac{1}{2}$ qu. | 1,360qu. | 306 $\frac{1}{2}$ qu. | 1,073qu. | 3,377bu. |
| (%) | 14 | 5 | 40 | 9 | 32 | |
| 1399 | 410 $\frac{1}{2}$ qu. | 185qu. | 1,433qu. | 226 $\frac{1}{2}$ qu. | 907 $\frac{1}{2}$ qu. | 3,163qu. |
| (%) | 14 | 6 | 45 | 7 | 28 | |
| 1401 | 356 $\frac{1}{2}$ qu. | 167 $\frac{1}{2}$ qu. | 1,364 $\frac{1}{2}$ qu. | 184qu. | 996qu. | 3,068 $\frac{1}{2}$ qu. |
| (%) | 11.5 | 5.5 | 44.5 | 6 | 32.5 | |
| 1470 | 369qu. | 127 $\frac{1}{2}$ qu. | 1,080qu. | 195qu. | 764 $\frac{1}{2}$ qu. | 2,536qu. |
| (%) | 14.5 | 5 | 42.5 | 6 | 30 | |

〔 第 六 表 〕

| Demesne | Daet | Wheat | Rye | Barley | Oats | Peas | Total |
|--------------|------|----------------------|----------------------|-----------------------|-------|--------|-----------------------|
| Abbey Grange | 1401 | 33 $\frac{1}{2}$ qu. | 12qu. | 125qu. | 8qu. | 125qu. | 303 $\frac{1}{2}$ qu. |
| | 1470 | 50qu. | 15qu. | 160qu. | 17qu. | 120qu. | 362qu. |
| Barkby | 1401 | 36qu. | 25qu. | 146qu. | 6qu. | 115qu. | 328qu. |
| | 1470 | 14qu. | 6qu. | 50qu. | 4qu. | 30qu. | 104qu. |
| West Gate | 1401 | 10qu. | 18qu. | 100 $\frac{1}{2}$ qu. | 11qu. | 30qu. | 169 $\frac{1}{2}$ qu. |
| | 1470 | 12qu. | 8qu. | 50qu. | 10qu. | 40qu. | 120qu. |
| Stoughton | 1401 | 25 $\frac{1}{2}$ qu. | 19 $\frac{1}{2}$ qu. | 166qu. | 2qu. | 65qu. | 278qu. |
| | 1470 | 16qu. | 3qu. | 60qu. | 2qu. | 60qu. | 141qu. |

ら一四〇
 一年の三
 二・五％
 にまで増
 加し、一
 四七〇年
 には三〇
 ％となっ
 ている。
 大麦は一
 三六三年
 から九三
 年の間に
 は五七％
 から四〇
 ٪に下落
 し、一三
 九九年に
 は四五％
 まで上昇
 しながら
 その後は
 再び下降

している。第六表の所見から最も重要な点として挙げねばならぬことは大麦収量の減少である。と同時にまた荳類の枯抗的上昇はここでも指摘できる。この現象は、単に重要な食料であり冬期の飼料であるこの作物が増大していることばかりではなく、銘記すべきはそれが旧来の伝統的栽培方式の解体的要因たることである。荳類は冬穀の作付を減少せしめ、且つ休閑地を継続的に利用してゆくことにより、単純な穀類と休閑との輪換農法の上に空中窒素固定による新しい農業技術を導入するものである。

直營地作物と十分一税による作物、すなわち農民保有地の作物との比較は次の諸点を示している。即ち農民による荳類の直接的消費とその牧畜の拡大による飼料への需要との増大が農民経営における荳類栽培を促進した。従って初期には小麦が最も重要な地位にあり大麦もパンやビールのために直營地以上の量が生産されていた農民保有地には荳類の占める比重が漸次増加して行った。更に縮小されつつある直營地経営と拡大しつつあった農民経営との間には最早や明白な技術上の区別は消滅したばかりでなく、輪作行程への荳類の大巾な導入を果したのは領主よりもむしろ農民であった。このことは荳類をして例え農民経営における総生産物の支配的部分たらしめなかつたにしても、それを小麦と略々同等の地位に引上げることによって、その耕作内容を直營地のそれに著るしく接近させていったのである。

施肥と犁耕との二つの点で耕作地経営と密接な接觸を保っている牧畜部門については余り充分な史料を得ていない。若干の史料から推測したところでは、十四世紀中葉の羊毛の年間販売量は二四サツク、その代価一六〇ポンドであった。その他二二〇ポンド以上の収益が記録されている年もある。当時の農業書は一、〇〇〇頭(註五)の羊の毛は五〇マーク(233. 6s. 8d.)の価をもつとしてゐることから算定すれば、この修道院の販売した羊毛は約六、〇〇〇頭分を数えたものと考えられる。前述のようにこのうちには他の小牧羊者の生産した羊毛も含まれているので、実際には三、〇〇〇頭余の羊の飼育が行なわれていたのではなからうか。これらの羊は各地に分散して飼われていたものようである。その各々では通常二〇〇から四〇〇の羊がまとめられていた。また時に Birkby では種羊 (Ram) が四〇〇頭以上飼育されていたが、この事実から判断すれば修道院は自己の羊を飼うばかりでなく、他の牧羊業者に種羊を大規模に貸貸することによつてその羊毛を買占める条件としていたものと思われる。羊以外の家畜も飼育されていたが、史料に乏しく充分な敘述を与え得ない。また大規模なマナーで屢々見出された酪農に関する史料は欠除してゐた。

(註五) Lamond's edition of Walter of Henley's *Husbandry*. p. 60. [原註]

最後に直営地に充用された勞働力について考察されている。

一般に直営地の面積は賃勞働に欠く場合には賦役の量を表示すると思へるのであるが、しかし直営地の規模自体は直接的・間接的諸条件から制約をうけている。原始的定住様式、自由・不自由保有地の割合、永い歴史をもつ宗教的所領の存立等が間接的条件として挙げられるが、更に直接的には領主の食料品に対する需要、好況時における局地的小市場での有利な販売等からも明らかに作用されている。このレスタシャーでは直営地生産は小規模であり且つ賦役の水準も低かつたのであるからここでは賃勞働が直営地生産における勞働力の支配的形態として与えられていた。また十四世紀末から進行していった領主經濟の構造転換、『生産者から地代取得者への転換』、直営地の定期小作tenancyの發達は更に右の特徵的傾向を強化するものである。

レスタール修道院領に充用された勞働力はさまざまの類型を有している。この所領に関する賃勞働關係の史料は甚しく不足しているのであつて、一二八六年の *«treasurers' expence accounts»* は殆ど唯一のものである。これには二つの雇庸勞働者に対する賃銀支給高が記録されており、主として農業勞働のために常時雇われている家内下僕 *«famuli curie»* のために五ポンド三シリング二ペンス、その他の農業奉公人 *«famuli infra portam et extra»* に対し二ポンド一十九シリング余りの賃銀が支払われている。これ以上の史料は現存していないため積極的な分析は不可能であるが、逆に賦役に関する史料の検討によつて賃勞働の優越が推斷できるのである。

一三四年および一四七七年の地台帳レシットがこの主要史料であり更に十五世紀末の《Constitutum Tenendum》と称ばれる文書がある。それによれば一体に賦役の発達は極めて低く、週賦役(week works)の課せられていたのは Stoughton のマナーのみであり、その他では僅かな賦役が散見されるだけである。この例外的な Stoughton の場合にはマナーと村落とが屢々一致しており、従って村落における主導権は修道院が強力に確保していた。テナント一人に課せられる週賦役の量はミカエルマス(Michaelmas)を境として聖マーガレット祭礼日六月二十日以前では週二日、それ以後は週四日であった。それ以外には春と冬の犁耕役一日、收穫勞役一日、その他合計四日以上が賦課された。このマナーでの直営地は強固に残存し他のマナーが貸地(tenanted)された一四七七年に到ってもなお Ingarsby のそれと共に修道院の直接の支配下にあった。更に注目すべきことは、こうした賦役の量が領主と農民とのマナー・コートをめぐる力関係によって屢々決定されてくることである。一二七六年の《Court of King's Bench》における訴訟に示される事實は、修道院の恣意が可成り賦役量を変動せしめたことを物語っている。実際このように伝統的な慣例は農民階級(peasantry)の保護者である以上に領主権の擁護者としての役割を演じていた。

この Stoughton の場合を除けば賦役の存在は殆どネグリヂブルであって、Brkby では年間一人一日、Barrow では一三四年の史料にみるとおり收穫・採草・運搬の賦役が計五日を

十四・五世紀 おけるレスタチャー所領の経済的發展

みるのみである。重くものでも Lockington が年間一五日、Quenborough で一日という数字が見出され、何れも犁耕を含む若干の作業に留まっている。これらの賦役が直営地耕作に關して重要な意味を持ちえないことは自明のことである。また前述の小規模な土地兼併(acquisition)が賦農保有地を荒廃せしめ、直営地化し更に貸地されて賦役量減少の有力な要因となつて行つたことも想像に難くない。むしろこの所領では賦役は単に賃勞力の補助手段たるのみであり、十四世紀は勿論殆ど凡ゆる時期に賃勞力は直営地勞力力の支配的形態であった。例外とされた Stoughton の賦役でさえ、かのラムゼイ教団所領のそれとは比較にならぬ程軽度のものである。

四

ヒルトンの著作の第四章は全体の核心をなすべき問題について分析された箇所であつて、ここでは十四世紀後半から十五世紀にかけて所領経済が如何なる方向に發展していったか、またその發展方向を可能ならしめたものは如何ような条件であつたかが解明されている。我々はこの章におけるヒルトンの敘述から封建的土地所有が《producer economy》から《rentier economy》へとその構造を轉換せしめるプロセスについての生々とした描写を与えられるわけであり、数々の貴重な示唆に接することができるのである。

この時代のレスター修道院の所領経済における諸収入の変動は次のような傾向を示していた。すなわち、曾って十三世紀末には地代収入は総収入の中で可成りの割合を形造っているのであるが、一三四一年から一四七七年に亘る約一世紀半に近い時代には「生産」の収入に対して「地代」収入が優越を示して行く。また同時に「地代」収入の内部においても旧来の通例的な農民保有地に対して課せられていた地代の総量が衰退をみせる半面に、直営地や十分一税地の賃地による地代収入が増大の傾向をとっているのである。このことは十五世紀末には他の所領一般と等しくレスター修道院の所領が直営地生産を放棄し、直営地を農民に貸すことによつて、その定期小作人の農業生産が齎らす産業利潤に多くを期待する *Contract* に転換しつつあることを物語るものである。以下、販売収入・通常の地代 *quit-rents* および定期小作地代 (lease-rent) の変動のあとを辿ってみよう。

〔販売収益〕 一二五四年、一三四一年、一四〇八年、一四七七年の四つの年における「摘要書」(Abstracts) に示された穀物販売——それは局地的小市場におけるもの——の貨幣額が示す変動の傾向は、その年々の販売政策によつても、またはその他の特殊な条件によつても変るであろうが、基本的には直営地生産の動向を表現するものと考えられよう。

穀物販売による収入は一三四一年迄は急激な上昇を示した。

一二五四年……………£2. 2s.
 一三九八年……………£161. 13s. 10¹/₄d.
 一三四一年……………£573. 7s.

このように一三四一年には僅々一〇ヶ所程の村の十分一税たる穀物を除き、総べての穀物は市場に搬入された。その理由は領主経済が莫大な職費負担、都市手工業や外国貿易の発達に伴う諸商品への需要増加等を經驗することにより著しく貨幣への要求を昂めるとともに、他方局地的市場での穀物価格の騰貴と東海岸貿易によるその刺戟に會つて多量の穀物(恐らく好況期のための貯蔵分をも含めて)を販売したものと思われる。しかしながら、一四〇八年の穀物販売による収益は驚異的な下降をみせている (£132. 18s. 8d.)。恐らくは價格水準の低下と市場向生産の縮小による結果であつたろう。また季節的条件にも關係をもつたかもしれない。この年には原則として直営地生産物のみが販売され、十分一税として収納して穀物は貯蔵されるという傾向があつた。

こうした穀物販売の縮小は定期小作の進展の故に更に継続した。一四〇八年には直営地の定期小作は未だ僅かであつたが、一四七七年になると直接に修道院が掌握していた直営地は殆ど消滅している。この年に販売された穀物は殆どが十分一税によるものであり、それも九六ポンド一シリリングを齎らしたに過ぎなかつた。これに反して定期小作の与えた地代は一三九ポンド一三シリリング九ペンスの多きに及んでいる。

〔地代収入〕《produce》から《rent》へという所領經濟のこの時期における發展は右の穀物販売の動きからも推論しうるのであるが、更にこの点は地代の側面から確定しようとするのである。

先の四つの「摘要書」に現われた二つの項目、《Reddins》と《Fines》との描く動きはこの問題をとく手がかりを与える。

前者は通常の《assize rent》と小規模の《teaseld rent》であり、後者は直営地全体を借地した定期小作人の支払う地代である。一見すれば一二五四年と一三四一年との間にはこの前者の地代総量は増しつゝあったことが知られる。それは寄進・開墾等による所有者の發展が尙みられたし、また幾つかの直営地における小規模の賃地による新たな地代の創出にも負っていた。しかし一三四一年以後には減少する傾向をみせ始めた。それは領主の手中への土地流入（後述）による農民保有地の減少、エイカー当りの地代額の低下等によるものと考えられる（第八表）。

一方、可成りの伸長をみせた定期小作による地代は、例え會つての穀物販売の額には及ばないまでも、その重要性は一段と濃いものとなってきた。一四七七年の穀物販売による貨幣収入にこの種の地代を加えた額は三六九ポンド一ニシリング一〇¼ペンスで、州内の土地に限定しても二三九ポンド一四シリング九ペンスとなる。これを一三四一年——この年には二〇ヶ所からの穀物は貯蔵された——の州内の穀物販売高五七三ポンド七

十四・五世紀におけるレスタシャー所領の經濟的發展

シリングと比較すれば未だにその半分にも達しない量である。

〔 第 八 表 〕

| | 1254 | | | 1341 | | | 1408 | | | 1477 | | |
|---------------------------------|------|----|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|
| | £ | s. | d. | £ | s. | d. | £ | s. | d. | £ | s. | d. |
| Rent income from whole estate | 195 | 15 | 6 | 333 | 6 | 3½ | 268 | 19 | 9¾ | 229 | 9 | 4¼ |
| Rent income from Leicestershire | 129 | 15 | 1 | 266 | 11 | 8¾ | 207 | 4 | 5¾ | 177 | 15 | 6 |

總じてこの地代と穀物販売との数字には二つの流れが背後にあると思われる。十四世紀末から十五世紀初頭にかけてのこの修道院は生産を直接に掌握している以上は収入減・生産の縮小に赴かざるをえない点に氣付いてきた。これが一般的な經濟危機よりするものであるが、或いは大所領の非經濟性によるものかはいまは論外としても、こうした危機が所領の運営方式を改め経費を削減することに向わしめたことは明らかである。それが直営地耕作を廢棄し、現物形態たる十分一税の收取と販売を断念して貨幣地代徴集の方向をとらしめている。多数の直営地や十分一税権所有地は一括

して (en block) 貸付けられたが、時にこの傾向は交易に多くの費用を要する遠隔の地に強く現われた。

直営地や十分一税地の貸地は穀物販売の緊縮と逆比例して発達を示したのであるが、それは時間的にも性格的にも二つの段階を経過しつつ進行する。第一段階は一三四一年以前にみられる直営地の小規模な定期小作によって特徴づけられる。この種のものには《rotational lease》^(註一)と呼ばれるものとは異なり、先に述べた所領再編成過程の一環をなすものと考えられるのであって、直営地の内部的結合 (internal consolidation) に伴う現象である。この場合恐らく直営地耕作の維持のために殆ど利益を齎らさぬ種類の土地が農民の手に貸地されたもので、その規模も狭小であるのが一般であった。一例を挙げれば *Thurston* の場合、所領創設時の土地に三つの広大な新らしく附加された土地を加えて約四二八エーカーの耕作地と六一エーカー余の採草地が修道院の土地となっていたが、一三四一年以前にはこの土地のうち八七・五エーカーの耕作地が直営地として利用されていた。然しながら、《Geryn rental》によれば、この土地の耕作は不利益であったために採草地を除いてそのすべてが貸地された。一三四一年には一二人の人がこれを借地している。その他一ヴァーゲイト余りの定期小作が屢々現われている。

(註一) この種のリースホールドは、或る特定の年に限って

領主によって通常耕作されていた直営地を借地するものであって、直営地の構成を変化しめるものではない。

第二段階における定期小作は直営地全体に亘るものである。こうした定期小作が最も多く見出されるのは一四〇八年から一四七七年の間であった。一三四一年以後は先の小規模のタイプに属するものは著しく減少しており、一四七七年の史料によれば直営地の面積は一三四一年のそれと殆ど不変であるにも拘らず、現実の耕作者は修道院ではなく借地農業者 (*tenant*) に転化している。このことは単に耕作地における変化たるに留まらず採草地・放牧地・果樹園等々に亘っている。

一四七七年のレスタチャーにはこの修道院の独立した借地農地が存在したが、何れも直営地ないし十分一税地であった。また一六ヶ所の貸地直営地と二四の十分一税地の転じた貸地があった。同一の村落に存在する直営地と十分一税地とは屢々同じ借地農によって小作されていたが、地代は別個に支払われていた。定期小作の地代は生産物形態をとる二つの事例 (*Horse-pool* と *Quenborough*) を除けば一般に貨幣形態をとっていた。一四七七年の《rental》には借地農の名前と職業とが明記されているが、その一人がメルトン・マウブレイ (*Melton Mowbray*) としう近くの市場都市の穀物商人であった以外は殆どが農民出身である。但し二つの場合には教区牧師 (*vicar*) が借地農業者となっていた。ヒルトンは『我々が借地農業者について正確な知識をたとき、彼等の殆どが自分らの借地する直営

地や十分一税地の存在する村落に居住するところの農民的土地保有者であることを見出す』と述べてゐる。このように、Eatonの直営地を耕作する借地農業者はEatonの住民であり、Brikyの直営地の借地農業者は、(1)に軍事的奉仕(Military service)による自由保有地一ヴァーゲイトを保有する農民だったのである。ヒルトンによってここに描かれた十五世紀末の定期小作生成の過程は、例え短くはあつても借地農業者が他ならぬ農民層から主として出現してきたことを歴史具体的に明示するという意味で貴重な敘述たるを失わない。

十四世紀末から十五世紀にかけて行なわれた所領経済の転換は、その経済的危機を如何にして打開するかという課題のもとに行なわれた。それが領主による直営地生産の廃棄であり直営地の貸地化であつた。かくすることにより修道院は一三四一年以前に確立した直営地の規模を減殺することから免がれたのである。こうして所領経済は繁榮せる富農層の手によって安定することになる。富農層はその経済的諸条件を累積し比較的早くから直営地の主要な借地農業者として立つことにより、農民下層の貧困を通じて領主の手に移行した土地を低い地代で借りうけた。かくのごとく農民上層はその致富によって、曾って領主の直接的管理下にあつた直営地を一括して(Gan block)受継ぐことのできる人間となつたのである。

右の領主経済の再編成過程の背後には明らかに農民層の発展

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の経済的發展

階層分化が存在した。直営地の借地農業者は十四・五世紀の農業社会に特徴的な存在者であつたが、起源的には一ヴァーゲイト内外の土地を保有する農民にすぎなかつた。彼等は農民上層部を構成し、直営地の借地によって自己の経営規模を拡大するに先立って既に力強い向上を示しつつあつたのである。その過程たる農民層の階級分化は十四・五世紀における英国農村の最も重要な發展である。

富裕な農民層の形成は自由な土地市場の發展を通じてのみ果されるのである。直接的史料《Court rolls》に欠けるとはいえ競争地代(competitive rent)の發生はその事情を明示するものである。その起源となるものは《Geyn rental》の中に《ad placitum》と記されている地代である。マナーの慣習と領主裁判所とによって保護が与えられている通常の地代とは異なり、この地代は領主の恣意に従つて決定される地代であり、《Tenuere ad placitum》の期間は市場条件の如何によつて、すなわち一般の土地需要と領主による地代およびその給源たる土地への要求とのバランスの如何によつて規定されてくるのである。

一四七七年には、自由保有地を除く、総べての農民保有地は《tenure at will》であつた。この事實は慣習的保有地の支配的な時期におけるよりも更に自由な土地市場において農民保有地の顯著な再編成(後述)が行なわれた有力な根拠となる。然しながら一三四一年までは《tenure at will》が可成り急速に形成されつつあつた。一三四一年以前には《ad placitum》で

貸出された教会所屬地 (champton) があり、《at pleasure》で貸地された新しい直営地や開墾地 (Stoughton) の存在が史料に現われている。特に旧来の伝統的慣習の保護外に初発から存在した土地——特に開墾地・直営地たる区劃地 (croft) 等々——の上にこうした初期の《tenant-at-will》の保有地が形成される傾向がみられる。

こうして進行してきた《tenure ad placitum》が一四七七年までには自由保有地以外の全保有地を蔽いつくしてゆく過程は主として自由な土地市場の機能によって果たされている。

《Lib. r. de Terris Domiciliabus》と云う十四世紀の史料は土地市場の活潑な動きによって保有地が再分配されてゆくプロセスを描き出している。例えば Kirby Belars にある二ヴァーグイットの修道院の土地が貸地されたが、そのうちの二ヴァーグイットは一人の農民によって受継がれたが、他のそれは三人の手に、ほぼ一ロッド宛それぞれ借地されている。また、他の《tenetier》は定期小作化の過程を示しており、土地の再分配 (sub-division) のみならず土地の急速な循環についても明示している。Kirby Bellars では前述の貸地の行なわれたそのやや後にその土地が三、四人の手を経過して移動する。また Stoughton のジョンなる農民の保有地をみるに、その多くの部分は一度ならず他人の手を経てのちに与えられたものであった。更に著しい例はレスター修道院自体の《tenetier》の中に見出される一農民保有地の場合である。この三エイカー余の土

地は始め一〇人の他の農民に細分されて貸地された。そのうちの八つの借地 (一四エイカー余) はその後一三人の借地農の手に細分され、その後更らにその三つが五人の手に渡されている。

ここに見た土地の移動は明らかに相続によるものではない。それは土地市場を通じてなされた自由な土地交換によるものである。このようにして進行する保有地の分解と再編成は、一方に標準以上の大なる土地保有農民をうみ、他方では土地を失って勞働者となる人々を作り出すという両極作用を齎らすことは予想しうることである。一つの村において、旧来の小屋住 (cottars) とは異った土地なき勞働者が出現して行くことは、一三八〇年の《Roll Tax Rolls》に見出されることである。分解のこの側面は富裕層における保有規模の増加という他の側面から立証することかできる。ホルトンは Stoughton, Thunmaston, Lockington の三つの村に、一三四一年と一四七七年とにおける農民保有地の比較をすることにより、この点に関する論証を行なっている。いまその若干の場合をみれば次のとおりである。

一三四一年の Lockington には約三〇人の農民が四七〇エイカー余の隷農的保有地を耕作していた。また九つの保有地は《tenure ad placitum》であった。区劃地の一部を数人で分割的に保有し、《tenement at pleasure》を形成している場合もみられる。しかし通常の開放耕地では、二人の農民が二九

エイカーおよび二七エイカーを、一五人は一八エイカーないしは二〇エイカー（一ヴァーゲイト）を、一三人は七ないし一二エイカー（半ヴァーゲイト）をそれぞれ保有している。ヴァーゲイト当りの地代は約三〇シリリング、エイカー当りの平均は一シリリング六ペンスである。

一四七七年頃には五九〇から六〇〇エイカーの農民保有地があったが、その土地は二人の《tenant-at-will》によって保有されていた。そのうち九人は各々二三ヴァーゲイト、五人は各一―二ヴァーゲイト、五人は各一ヴァーゲイト、そして三人は一ヴァーゲイト以下をそれぞれ保有していたのである。地代は同様に一三四一年とは可成り相異している。これらの《tenant-at-will》が通常の開放耕地以外に一つの区劃地をもってるところでは、ヴァーゲイト当りの貨幣地代は一四シリリングと可成り低くなっている。その他一・五ヴァーゲイトをもつ農民は一―二シリリングと一日の賦役、三ヴァーゲイトを保有する農民は二六シリリング八ペンスを支払っている。しかし一方一つの家宅地（messuage）と一ヴァーゲイトおよび一つの小区劃地とを有するにすぎない農民が二四シリリングも支払っている場合もある。

Stoughton の分析に示された農民保有地の規模は一般に集中の傾向を明らかにしている。一三四一年には大低の農民は一ヴァーゲイトの保有者であった（virgater: 2ga, half-virgater: 3a）一四七七年になると、二九ヴァーゲイトという龐大な保有地を

擁する《tenant-at-will》が現われ、他の一七人の農民の場合にも平均規模は二ないし三ヴァーゲイトに増大している。その他一―二ヴァーゲイターが三人、他の三人は半ヴァーゲイトをもつ農民であった。また地代は一三四一年には一ヴァーゲイトが年間一―二シリリング、一四七七年では一〇シリリング以上となつて若干の向下線を辿っているが、他方定期小作地代はエイカー当り一シリリング一〇ペンスという通常の地代の約三倍を表示している。この種の農民は一三四一年には八人、各々二分一から六エイカーの土地を借地している。その面積は合計一九・五エイカーであった。

総じて我々はここに三つの階級のもつ運命について語る手掛りが与えられた。修道院は大土地所有者であるが、その収入は減少しつつあり、その収益体制を維持すべく自己を生産と販売から引離すという自己保全を策さざるをえなかった。十五世紀の末頃には小さな階級であった富農が、旧来の三〇エイカーという伝統的土地保有規模を遙かに凌駕する六〇ないし八〇エイカーの保有地を樹立した。一三四一年以来殆どその量を減じない直営地を借地し、その耕作を継承したのは他ならぬこの富裕な農民層であった。更らに慣習的保有地の解体と土地市場の発達には、恐らくはこの富裕な農民層形成の前提をなしていたと思われる。勿論土地市場の増大は結局農業生産物一般のための市場が発展することに立脚するものである。しかし、ひとたび慣

習的な農業社会の構造が破れるや、農民層の階層分化は進行し、十五世紀の鎮滞期にあつても尙停ることなく継続したのである。恐らくこの鎮滞期がなければ、この修道院の直営地は一三四一年以前と同様に土地欠乏者を潤すべく小規模に分割されて賃地されたかもしれない。直営地は上からではなく、むしろ下から自己の経済的發展によつて力を得た人々の手に引継がれるまでは、旧来のように完全な農業単位として存続したのである。

五

ヒルトンは最後の二つの章において、小規模所領たるオウストン修道院領の分析を行なつてゐる。分析視点はレスター修道院の場合と同様であるが、ここでは特に前者について果しえなかつた問題についてもヨリ詳細な説明が行なわれている。

〔所得と経費〕

史料としては三つの『receivers accounts』が用いられる。

前二者は一三四八年と一三八五—六年のものであるが、後者については年代は明らかでなく、略々十五世紀前半約二〇年頃のものとして推定されている（史料A）。

オウストン修道院における収入の特質は十四世紀前半においても既に定期小作による『lease rent』が大きな割合を占めてゐることである。しかもこの地代収入は漸増の傾向を示してゐる。その理由の第一は十四世紀においても修道院による土地兼

〔Incomes of Owston Abbey〕 (註一)

| Date | Lease rent | Sale of produce | Ecclesiastical receipt |
|------|----------------|-----------------|------------------------|
| 1348 | £ 45 | £ 23. 4s. | £ 13. 16s. 6d. |
| ∕ | 53 | 27 | 16 |
| 1386 | £ 100. 14s. | £ 33. 19s. 9½d. | £ 11. 6s. 8d. |
| ∕ | 68 | 24 | 7.5 |
| A | £ 91. 5s. 6½d. | £ 24. 16s. 10d. | £ 4. 3s. |
| ∕ | 76 | 20 | 4 |

併が継続したことである。特に一三四八年から一三八六年の間にみられた二つのマナーの獲得は大きな収入源を齎らしてゐる。その維持に要する経費約一〇ポンドに対して逆に手元に入る地代は三一ポンド余となつてゐる。第二の理由としては、この所領の直営地の多くが、一括してではなく極めて小刻みに定期小作に出されたという事が挙げられよう。このように初期から『tenants』としての性格を強く

現わしたこの所領経済は、他の大規模所領が生産活動の行つまりからその運営を不安定なものにした十五世紀の不況時にさえも容易に経済的危機を乗切ってきた。一四四〇年の「監督」の調査にもその安定した経営が報告されている。

(註一) この表はヒルトンの敘述に基づき紹介者が作成したものである。

支出面においてもこの小規模所領の特質は明白に読みとることが出来る。

一三八六年の数字からみれば、最大の項目は賃銀で、総支出額の三四パーセントを占めている。これに次ぐものは地代的支出であり、国家への租税および宗教関係の上納金を含めて二七パーセントにのぼる。第三は穀物以外の諸生産物購入費で、総支出額の二〇パーセントがこれである。その他農具の補修・調整費を含めて一二パーセントが支出された。

この一三八六年度の支出額の百分比は、その後十五世紀初年における史料 (Accounts A) の示すところと比較すれば可成り変化している。その最も著しい動きは生産物購入費で、前者の二〇パーセントから三七パーセントへと飛躍的な増大をみせる。また一方では賃銀支出は依然として二七パーセントの高率を維持しているものの、全般的には明らかに低下する傾向を強く示している。

こうした支出面に現われた傾向は、当該所領の経済が既に直営地生産のもつ意義を少なからしめる方向に発展しつつあるこ

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の経済的發展

とを物語っている。地代収入と生産物購入費(特に後期では穀物の購入もみられるようになる)の増大に対する賃銀支出の低下は、十四世紀後半に顕著な進行を示す所領経済一般の構造転換、「生産者から地代取得者へ (from producer to rentier) の発展」がここでも例外なく行なわれていたことを表わしている。しかし大規模所領とは相異して、この小規模所領では前述のように比較的早くから既に「生産者」的側面の占める比重が薄かったのであるから、この種の一般傾向の底流となっていた領主経済の不況から受けた打撃は、ここでは比較的軽かったものと考えてよい。例えば一三八八年における穀物の剰余分は翌年の生産にまで持越す程充分な量であった。さまざまの穀倉 (granse) には前三ヶ年の收穫から貯蔵された農作物が多量に貯蔵されていた(小麦二五クォーター、大麦二四クォーター、豆類六〇クォーター等々)。

〔地代と農民層〕

オウストン修道院の生産者としての活動は決して過剰しうるものではない(次節)が、その最も重要な収入が地代からくることは既にみたところである。しかしこの地代収入をめぐる問題は直営地生産自体の歴史のみから説明できるものではなく、むしろ不自由農民層内に培われた経済的發展の歴史との相關において把えることが最も重要である。

一三四八年の《account rolls》によれば、この時代には定期小作の形成が著しく進展し、既に所領のもつ地代収入の過半を

占めるに到っている。史料的に整備された所領内の十ヶ村を集計してみれば、次の表にみるとおりである。

〔1348年の地代内訳〕

| | |
|-------------------|-----|
| assize rent..... | 7% |
| rent per scriptum | 9% |
| rent at will..... | 15% |
| farm rent..... | 69% |

が直営地の定期小作ではなく慣習的保有である。他方、Hungartonでは一三四八年の地代収入の殆どが定期小作地代であった。直営地の貸出はこの年に殆ど完了しているが、十三世紀初年の史料にも直営地の小規模に行なわれる定期小作の存在が示されている。ここでは先のレスター修道院領と同じく伝統的な慣習の保護が初発から成立していない種類の土地で特に初期的定期小作と競争地代との合流が顯著であった。このように Owstonの場合には早くから農業活動と土地への需要とが低下してきている半面、Hungartonではいち早く慣習的地代から定期小作地代への発展が行なわれていたものと容易に想像される。

このように圧倒的部分は定期小作地代の形成するところであるが、Owstonではこうした傾向は恐らく一三四八年以前約半世紀以上に溯って出發しているものと思われる。エドワード

一世紀時代の文書の一つには、一八人の農民によって保有された二〇ボヴェイトの土地が記録されている。恐らくその何れも

後期の史料では法定地代 (cassine rent) の比重が極めて僅かとなり、それとは逆に定期小作の地代——それは屢々「rent per scriptum」と混用されたが——が一段と重きを加えてくる。前者は一三八六年にパーセント、十五世紀の初期には六・三パーセントを示すのみであるにも拘らず、後者は七七パーセントから八〇パーセントへと増加の傾向を辿っている。

それでは定期小作そのものの發達はどうかであろうか。この所領下の四つの村落 (Owston, Krossington, Hungarton, Twyford) については死亡・相続・小作等による土地移動の記された「rolls of courts」が残っている。この力をかりて一三七〇年以降約一世紀に亘る時期の動きをみれば次の通りである。保有地の移動・再小作の二八の事例のうち一四の場合には「at will」ないしは定期の保有たることが特記されている。一四八三年の Krossington で穀物運搬たる「hoon work」を行なう一六人の農民のうちでも法定地代を上納するものは六人にすぎなかった。

こうした定期小作の生成は領主によって統制された土地市場の機能によって媒介されている。土地市場の作用は各種保有地を融合せしめ定期小作化してゆくのである。例えば一三九三年ある騰本小作地が領主によって買収され、その代りに「at will」による土地が与えられた (rent: 4s. 6d.)。同様に一四一八年の事例では、「at will」による土地が領主の手を経ることにより終身の定期小作となる。しかし領主によって行われた

借地農形成以外に、農民相互間において遂行された「非合法的」なプロセスも夥しく存在したことが判る。然も注目すべきは、これらの定期小作生成の過程が十四世紀末から十五世紀初頭にかけての農産物価格が下落した時期においてさえも止むところなく進行したことである。かくして形成される定期小作の多くは終身の小作であったが、時には六ヶ年ないし十二ヶ年という有期のものも存在した。

こうした定期小作は旧来の土地保有関係から逸脱して新しい関係を領主と農民の間に持ちこんでくる。史料的に確認しうる点では、定期であるという点以外に領主から与えられた一定の条件の存在がその指標とされるであろう。すなわち特に短期のもの、非相続のものに見出されるのであるが、定期小作の条件として農民に対してその借地における建物や垣・壁の類の保全に当る義務が課せられていることである。伝統的觀念に従えば隸農の保有地とそれに附随するものは總べて領主の所有であるから隸農がその保有地の保全に当ることは当然であり、ことさらに明示するを要しない筈である。しかし定期小作の場合それが特に明記される理由としては、自己の所有地でもなく永代相続の必要もない土地が自由な関係に立つ小作者によって荒廢に帰せらるる危機を領主が意識していたものと考えられる。こうした点からみても、定期小作には旧来の領主対隸農の関係よりもむしろ後期の地主対借地農業者という関係に接近したものがヨリ強く現れてきていると考えうるのである。

十四・五世紀におけるレスタチャー所領の經濟的發展

イングランドにおける資本家的農業の先駆者たる富裕な農民層の生成は、疑いもなくこのような定期小作、すなわちヨリ自由な土地市場と関連した保有地の競争的形態の發達と結びついていたに相異なるないのである。

〔所領經濟と勞働力＝賃勞働〕

(註二)

コズミンスキー教授が指摘したように、十三世紀末にさえ小規模所領における賃勞働は重要な意義を有していたが、十四・五世紀のオウストン修道院領にみられる賃勞働は小規模所領ないし非莊園的所領での賃勞働の問題を一層具体的に提示している。

この所領での直營地生産は十四世紀末までには三つの村落(Owston, Krossington, Slawston)における直營地で見出されたにすぎなかった。耕作のために下僕に支払った賃銀が記録されているマナーは、一三八六年以降はこの三つにすぎない。また穀倉の計算書(Grange accounts)でも、そこへ送られた穀物は専らこの三つからきているだけである。他方直營地耕作は屢々黒死病直後から放棄されてきた証拠がある。

一三八六年までは直營地生産の主要目的は明らかに自家消費であった。若干の市場向生産は見られるがその量は全くネグリヂブルなものといつてよい。直營地の定期小作の發展に伴ないこの傾向は一層強くなっている。それは穀物生産の場合に最も著しく、羊毛生産においては逆に市場向生産の傾向を示すのであるが、それにしても十五世紀初年に所領總收入の一五パーセ

ントに達する程度でしかない。従つてこの十四世紀末以降には修道院自身既に自己の全面的維持を直営地生産によつて行なう計画を捨てつつあるものとみてよからう。若干の商品生産——羊毛・木材等——は必要品購入に要する貨幣収入の獲得のために為された。

市場に対しては一三八六年辺りではこの修道院は主に購買者として現われた。しかもその購買が主として諸個人——農民的生産者が主体である——から、そして散在する局地内的市場圏 (local marketing centres) において行なわれていたことは注目し得る。十五世紀に入るに及び、修道院による穀物を中心とした消費資料の購入は非常な増大ぶりを示すようになる。それは恐らく直営地定期小作の發達と放牧場化による耕作地の減少とに基づき十五世紀の一般的な生産縮小に起因するものとみられる。

この修道院による商品購入の特徴としては、購入地点としてレスターのような大規模で且つまた歴史の古い市場都市が記録されていないことが挙げられねばならない。殆ど専ら購買は小規模なそして無数に存在する局地的市場において行なわれているのである。十五世紀を通じて見出されるように、旧來の中世都市市場は全イングランドに亘つて衰退の一途を辿つてゆくのであるが、これはポスターンが十五世紀の鎖滞を形づくるとの一契機として挙げている点でもある。しかしこの事實はポスターンにおいては都市工業と農村工業の問題として提出されているのみで

あるが、例え根本的にはそこから派生して行くにしてもその対照面にある夥しい小市場の生成を没却することはできない。こうした市場構造の転換を決定しているものは隆昌を示しつつあった農村工業のみでなく、領主の直営地や十分一税地等を借地する定期小作農民でもあったのである。

(註一) Kosminsky, op. cit. pp. 37, 40-1 etc.
(註三) Poston, Fifteenth Century, pp. 163-4.

この小規模所領たるオウストーン修道院領の直営地生産に充用された勞働力は専ら次の二つの類型に属している。第一は常備の農業勞働者、第二は州の内外からくる季節的雇傭勞働者である。第一のタイプに属するものは、《resher》、《swineherd》、《carter》、《ploughman》と云つた莊園的ヒエラルヒーに編成された人々のみならず、その仕事の内容の明らかでない人々も含まれている。彼等は連日さまざまな仕事を行なつたが、それには他の地方では賦役によつて為されていた種類の勞働も存在した。彼等に与えられる賃銀はマナーの監督者の手によつてそのマナーの収入の中から支払われていた。

Owston の直営地の事例によれば、一三六三年には《annuity》といわれた常備の勞働者が一三人いる。詳細は不明であるが、一三八六年になると二人に増加している。この年の賃銀支出は《annuity》に対して九ポンド一四シリング余、《tree seven》に一六ポンド余と記されている。この両者は明確に

差別された。一三八八年には二三人になっているが、その殆どが同一人物である。これらの《family》は賃銀のみならずその補充として穀物をも与えられている。一例を挙げれば、一三五八年の Norton では二クォーター二ブッシュェルの小麦その他が支給されており、一三八六年にも同様の史料が存在している。如上の三つのマナーで支給された穀物は、小麦五九クォーター、豆類五六クォーターで、ロヂャースの研究に依拠すれば合計約二〇ポンドに相当し、その年の賃銀一七ポンド一八シリングを上廻っている。

労働の過半はこの種の《family》によって遂行され、季節的な労働者はその補助的存在にすぎない。彼等は主に夏と秋の農繁期に雇傭された。その中には婦人労働も含まれている。また修理作業に従事する者もあった。

これら労働力の補給源となったものは十三世紀にみる零細農民や小屋住のみではなかった。一世紀後にはそれ以外に明らかなき土地なき階層が存在したのである。例えば一三八〇年の《Poll Tax Rolls》における Owston に関する記録には三十六人の労働者——内三一人は《servientes》、四人《laboratores》、一人《opariis》——があったし、Slawston の三十六人の住民中一〇人は賃労働者たることが明記されている。

要するに、ここでは農業社会における二つの主要な階級が既に萌芽的に現われている。資本家的農業者と農業プロレタリア

ートがそれであるが、にもかかわらずこの二つの言葉が四世紀後に意味した形にまで成長するには、更らに幾多の流転を経験してゆかねばならないのである。

六

このヒルトンの業績は、フインバーグ (H. P. R. Finberg)、ミラー (E. Miller) 等とともに、そしてホスキンス (H. G. Hoskins) をも交えて貴重な地方史研究の新たなる発展に輝かしい一頁をつけ加えるものである。特に我々の興味をさそった点は、彼の研究対象が新らしくコスミンスキーによって注意を喚起された「非莊園的所領」の發展過程にあった点であり、第二にはその種の所領の歴史的發展がポスタンによってその包括的展望の与えられた十五世紀の史的構造をとりわけ直截な姿で表現している点であった。しかしながら、ヒルトンの研究はあくまでも「地方史」のそれであり、本来一般的結論、体系的論述の期待さるべき場ではありえない。むしろ眞に地方史研究に対して与えられた課題は、通説・新説の確認でありその批判と問題提起にあることを忘れるべきではない。従って論述の焦点は史料による実証的操作にあることは当然である。ここに「紹介」としては恐らく異例に属する程の紙面が費されているのは編集事情にもよるが、しかし同時にまたこの種の研究紹介自体の要求に即したのもいえよう。筆者がヒルトンの論

旨はもとより、その依拠する史料のうち主要なものをも多数併せて紹介したのはこうした理由に基いている。

ヒルトンがこの個別研究によって果した数々の成果はイングランドにおける近代化の史的過程に横たわる諸問題、特に農業の近代的変革の史的解明に多くの有力な論拠を提供している。

時にはテイニッドな印象さえも与へ勝ちな程に慎重な態度を以って彼の論述は進められているが、然もその背後には豊かな問題意識が存在したのである。その問題意識に立ちながらヒルトンは史料を批判的に讀み、十四・五世紀の基本問題に接近していった。一方では『producer's economy-renter economy』という封建的土地所有の危機とその解消への動きが提示されるながら、他方ではそれとの関連において封建的土地所有をいかにかくあらしめた下からの輝かしい発展に對して分析が行なわれている。封建的土地所有の形態転換の過程が農民層の向上と分解という直接生産者の動きとの相関におおて捉えねばならず、ここにこそ後期中世史の基本問題が存在すると斷じたヒルトンの立場は、或る意味ではボスタンのそれ以上に積極的なものであると考へてよいだろう。そこには近代化の問題を単純に「自然経済から貨幣経済へ」という形で説かんとする旧来の伝統は全く克服されており、その代りではむしろヨーロッパ（註四）とボスタンの面期的労作の中に提示されている市場の對蹠型（註四）——『manorial market』と『local or territorial mar-

ket』を適用しつつ更に一段と深化され具体化された形で把握されている。このヒルトンのモンブランに對して我々が最も強い興味をおぼえる理由の1つはこの点であるところであろう。それはこうした視點から記された地方史研究は筆者の管見ではあるが、恐らくヒルトンを措いて他にはなかつたものと思われるからである。

(註一) H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey: A Study in the Social and Economic History of Devon. Cambridge Studies in Medieval Life and Thought. New Series vol. II. (1951)

E. Miller. The Abbey and Bishopric of Ely: The Social History of an Ecclesiastical Estate from the 10th Century to the Early 14th Century. (Cambridge, 1951)

(註二) W. G. Hoskins: Essays in Leicestershire History. (Liverpool, 1950); (ed) Studies in Leicestershire Agrarian History (1951)

(註三) A. Dopsch, Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft in der Weltgeschichte. (1930) esp. S. 198.

Kosminsky, op. cit. p. 43; Postan: Chronology. (註四) N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market from the 12th to the 18th Century. (Cambridge, Mass. 1915) esp. pp. 27-31. Chap. II.

一般に西ヨーロッパにおける資本主義の發達は封建的土地所有再生産の基礎条件である共同体強制の解体を前提とし、この歴史過程は封建的諸規制から独立しつ自由な存在形態を獲得した富裕な農民層〔「独立自営農民」〕の形成、『民富 (common-wealth, Volkreichthum)』の蓄積とその自己分解との中に起點を有するものとする考え方は、若干のニュアンスにおいて異なるとはいいながら、既に洋の東西を問わず支配的學説としての地位を堅めつつある。そこにおける歴史研究が求める分析の焦點は、従って常に資本主義黎明期における農民層の經濟的發展におかれた。農民による小総劃地の形成・自由な土地市場の成立・農民保有地の集中・定期小作の生成、そして局地的市場圏とその基底にある共同体内部に現われた地域内的分業の發達、これらは因となり果となりつつ共同体構造を内部から積極的に解体していく農民經營「個別的生産力の發展指標に他ならぬ」。ヒルトンが着目したところは特に十五世紀における局地的市場の發達とそれを前提とする自由な土地市場の形成であり、これに基づいて一方では直營地經營の実現条件たる特権的都市市場の衰退、従ってまた直營地經營自体の縮少と放棄とが齎られる半面、その直營地耕作を繼承する定期借地農業者〔「農業資本の萌芽形態」〕が、分解しつつある農民層の上極から排出されてくるのである。特権的都市市場は前期的「独占」を利潤形成の前提とする前期的商業資本の拠点として封建的土地所有の

存立に対して究局的に依存するものであるが、新たに生成してくる局地的市場——そこでの交換的素材は穀物を中心とした生活資料を中核とするものであり市場価格は單一化されて生産費への收斂性を顯示する——は下からの近代的展望を包含する社会進化の体系に適合する法則性を取り、それに個々の再生産条件を附与するものである。従って局地的市場は農民經營の生産力的發展によって与えられるところの共同体構造が多かれ少なかれ弛緩している事實を成立の前提としており、その集約的表現としての歴史的現象なのであって、その一層の發展は共同体およびそれを基軸として成立する封建的土地所有を解体に導くのである。局地的市場が十五世紀の封建的危機の時代において發生してくる事實が、ヒルトンの指摘するように中世都市の衰微という現象の裏面を彩っていたことはその意味においてなのである。この歴史過程こそは曾って共同体の殻によって貫徹するをえなかつた価値法則〔近代の法則性〕が、農民經濟における生産力的發展をプレミアム・モビールとして、徐々に生産を全構造的に包攝し貫ぬいてゆくプロセスなのである。

(註五) Gras, op. cit. pp. 29, 34.

ヒルトンはこうした十五世紀の史的構造をレスタシャーについて捉えることをえただけでなく、ポスタンによって与えられた基礎視点をアメリカ史家グラスの業績——それはポスタンにあっては満足な評価を得ていない——に立返ることにより尙一層深化せしめることに成功している。就中封建的土地所有の

十四・五世紀におけるメスタシー所領の経済的發展

二〇一

経済的転換に際して、富裕な農民上層部から借地農業者が生み出されてくる歴史過程に対しては、溢れるばかりの光が注がれた。

R・H・ヒルトンについては私は多くを知らないが、戦後の学界に少壮気鋭の経済史家として活躍していることが知られている。この紹介した処女作と目される業績以外にも此の種のフランク・マンの『The Social Structure of Rural Warwickshire in the Middle Ages. (1950)』を発表しているばかりでなく、

一三八一年の農民革命に関する秀れた論稿を『Economic History Review (1949)』に掲載している。またマルクスマ主義歴史家たるモーリス・ドボ（Maurice Dobb）『フランクマン・ヒル（Christopher Hill）による新著論『Fast and Present』』の編集者としても名を挙げられている。恐らく今日の英国史学界において、最も新しい問題意識をもつ代表的経済史学者として研究活動をつづけている一人であることは疑いがない。末尾に附した彼の他の業績とともに、今後ヒルトンによって発表される諸成果には充分注目する価値があるであろう。

〔ドボの研究業績目録〕^(註)

一、著書

- The Economic Development of some Leicestershire Estates in the 14th & 15th Centuries (Oxford, 1947)
- The Social Structure of Rural Warwickshire in the Middle Ages (Dugdale Soc. 1950)

The English Rise of 1381 London, 1951)

・ 雑論論文

'A Thirteenth-Century Poem about Disputed Villein Services' (Eng. Hist. Review, 1941)

'Peasant Movements in England before 1381' (Ec. H.

R. Second Series vol. II No. 2, 1949)

'Winchcombe Abbey and Manor of Sherborne' (Univ.

Birm. Hist. Journ. Vol. II, 1. 1949)

(註) この表は目下紹介者の知る限りのものである。

に挙げたもの以外にも若干の論文があるように聞いている。

〔後記〕

成稿に当り、立教大学経済学部専任講師岡野昇一氏と同大学院学生鶴川馨君から多くの御援助を寄せられたことに對してここに深く感謝の意を表する次第である。岡野氏からは幾つかの貴重な献書を大変な御無理を願って拜見させて頂いた。また鶴川君には同君が松田智雄教授のもとに提出された同じヒルトンの業績に関する報告論文を参照する機会を与えて頂いた。